

第3 生活衛生部

1-1 医療薬事課（医事薬事チーム）

(1) 医療提供体制の整備充実

1 一般医療監視及び医療機関指導事業【所重点】

病院、診療所、助産所等を対象として、関係法令に規定された構造設備・人員を有し、適正な管理を行っているかどうかの検査を行い、県民に適正な医療を提供できるよう監視・指導を行うとともに、医療安全の確保や医療従事者の資質の向上を図るための医療安全研修会を開催しました。

(1) 立入検査の実施状況

病院	診療所		助産所	技工所	施術所	計
	医科	歯科				
10	14	10	—	—	3	37

(2) 医療安全研修会の開催

開催月日：平成 27 年 10 月 22 日（場所：さくらホール）

内 容：「医療メディエーション」について

～医療現場における良好なコミュニケーションのために～

出席者：278 名

(2) 救急医療体制の強化

1 地域救急医療対策協議会運営事業

救急医療体制の一層の整備促進を図るため、救急医療体制の整備、メディカルコントロール体制等について検討・協議を行いました。

(1) 双葉・いわき地域メディカルコントロール協議会

開催月日：平成 28 年 1 月 15 日（場所：いわき市合同庁舎）

議 題：救急救命士の処置範囲の拡大等の概要について

(2) 県北・相馬地域メディカルコントロール協議会

開催月日：平成 28 年 2 月 1 日（場所：県北保健福祉事務所）

議 題：検証票の見直しについて

(3) 県北・相馬地域傷病者搬送受入体制検討会

開催月日：平成 28 年 2 月 1 日（場所：県北保健福祉事務所）

議 題：救急搬送・受入の状況について

■管内の救急医療体制の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

①在宅当番医（歯科医）制

（社）相馬郡医師会（相馬方部、南相馬方部）で実施しています。

歯科在宅当番医制については、相馬、双葉各歯科医師会で平成 14 年 4 月 1 日より実施していましたが、双葉地区については、避難指示区域に指定されたため休止しています。

②病院群輪番制相馬地区では、平成 24 年 6 月 1 日より 6 病院（救急病院 6）が参加して実施しています。

双葉地区では、4病院（救急病院3、救急協力病院1）が参加して平成15年1月1日より実施していましたが、双葉地区が平成23年4月より避難指示区域に指定されたため休止しています。

③救急・協力病院

10病院が救急病院、1病院が救急協力病院となっています。

■救急・協力病院（平成28年4月1日現在）

	名 称	所 在 地	救急病院	救急協力病院
相 馬 地 区	公立相馬総合病院	相馬市新沼字坪ヶ迫142	○	
	医療法人社団茶畑会相馬中央病院	相馬市沖ノ内3丁目5-18	○	
	南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町2丁目54-6	○	
	渡辺病院	相馬郡新地町駒ヶ嶺字原92	○	
	医療法人社団青空会大町病院	南相馬市原町区大町3-97	○	
	医療法人相雲会小野田病院	南相馬市原町区旭町3-21	○	
	（厚生連）鹿島厚生病院	南相馬市鹿島区横手字川原2	○	
双 葉 地 区	今村病院	双葉郡富岡町大字本岡字関ノ前243	○	
	福島県立大野病院	双葉郡大熊町大字下野上字大野98-1	○	
	（厚生連）双葉厚生病院	双葉郡双葉町大字新山字久保前100	○	
	医療法人西会西病院	双葉郡浪江町大字権現堂字下柳町6		○

（注）双葉地区については平成23年4月より避難指示区域に指定されて以降休止しています。

(3) 医療提供体制の再構築の支援

1 医療提供体制再構築支援事業【所重点】

福島県浜通り地方医療復興計画に基づき、管内の医療提供体制の再構築に必要不可欠である施設設備等の復旧・復興及び医療従事者の確保を支援するため、病院等の病床稼働状況や医療従事者の現状調査を行い、関係機関への情報提供を行いました。

また、厚生労働省等関係機関と連携して、管内の病院等を訪問し、現状と支援要望等の把握を行いました。

病院等訪問回数：延べ13回（7機関）

(4) 保健医療の新たな展開

1 骨髄バンクドナー登録推進事業

広く県民に対して骨髄バンク事業の普及啓発を行い、事業に対する県民の理解とドナー登録の促進を図りました。

■ドナー登録受付件数

平成25年度：11件

平成26年度：15件

平成27年度：12件

(5) 医薬品等の有効性・安全性の確保と医薬分業

1 薬事監視指導事業【所重点】

医薬品等の品質、有効性、安全性の確保及び不良医薬品等の発生を防止するため、医薬品医療機器等法に基づき、医薬品等の製造所及び薬局等医薬品販売業に対する監視・指導を実施しました。

また、適正な医薬分業を推進するとともに、医薬品の安全・適正使用の徹底を図るため、薬局等に対する薬事監視を実施しました。

■薬事対象施設監視件数

業種別	対象数	監視件数	収去件数	違反件数	違反に対する措置						
					説諭	始末書	業務停止	改善	計		
薬局	76	44	0	9	4	5			9		
医薬品	製造業	専業	3	4	0	0					
		薬局	3	0	0	0					
	製造販売業	専業	0	0	0	0					
		薬局	3	0	0	0					
	店舗販売業	26	17	0	6	5			1	6	
	卸売販売業	12	10	0	2				2	2	
	特例販売業	2	0	0	0						
	配置（既存）販売業	3	1	0	0						
業務上取り扱う施設	—	57	0	2	2				2		
医薬部外品	製造業	2	3	0	0						
	製造販売業	0	0	0	0						
	販売業	—	66	0	0						
	業務上取り扱う施設	—	51	0	0						
化粧品	製造業	1	1	0	0						
	製造販売業	0	0	0	1				1	1	
	販売業	—	66	0	0						
	業務上取り扱う施設	—	48	0	0						
医療機器	製造業	3	1	0	0						
	修理業	1	1	0	0						
	製造販売業	0	0	0	0						
	販売業・賃貸業	高度管理医療機器	57	34	0	0					
		管理医療機器	295	69	0	0					
業務上取り扱う施設	—	56	0	0							

2 毒劇物危害防止対策事業

毒物及び劇物による事故の未然防止を図るため、毒物及び劇物取締法に基づき、関係施設の登録事務を行うとともに、毒物劇物の製造業者、販売業者及び運送業者に対する監視指導等を実施しました。

(1) 農薬危害防止運動

ポスター掲示により農薬の安全かつ適正な使用や保管管理を啓発しました。

実施時期：6～9月

(2) 毒物劇物営業者等に対する立入検査の実施

■毒劇物取扱施設立入検査件数

業種別	対象数	監視件数	収去件数	違反件数	違反に対する措置				
					説諭	始末書	業務停止	改善	計
製造業	8	2	0	0					
輸入業	2	1	0	0					
販売業	110	49	0	5	5				5
業務上取扱者	6	1	0	0					
法22条第5項の者	—	24	0	0					

(3) 毒物劇物運搬車両取締り

実施月日：平成27年11月18日

実施場所：福島県トラック協会相馬地区休憩所前 国道6号上り車線

3 医薬品等製造承認事務【所重点】

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品医療機器等法に基づく医薬品等製造販売業等関係の許可等事務を実施しました。

■許可・登録件数

業態	区分	許可・登録		書換え再交付
		新規	更新	
薬局		4	11	2
医薬品製造業（薬局）		0	0	0
医薬品製造販売業（薬局）		0	0	0
医薬品販売業		5	11	0
高度管理医療機器販売業・貸与業		4	3	4
毒物劇物販売業		13	10	7

4 薬事衛生思想の普及対策

「薬と健康の週間」（10月）に合わせ、医薬品を正しく使用することと薬剤師が果たす役割の大切さを普及啓発するため、ポスター及びリーフレットを配布しました。

5 災害時医薬品等備蓄供給事業

災害発生の初動期（発生から1～3日）には、住民が必要とする医薬品等（薬効分類医薬品等：53品目、衛生材料：16品目）の確保が難しくなることから、災害時の医療機関への迅速な供給体制を確保するため、医薬品卸売販売業者の災害時医薬品等の備蓄状況を確認しました。

実施月日：平成28年1月20日

実施施設：株式会社恒和薬品 南相馬営業所

実施月日：平成28年1月22日

(6) 薬物乱用の防止

1 麻薬等取締事業【所重点】

麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法に基づき、免許・指定事務を行うとともに、麻薬、覚せい剤取扱者に対する監視指導を行いました。

また、これら薬物の乱用による危害を防止するため、乱用防止の普及啓発を行いました。

(1) 麻薬取扱施設の立入検査の実施状況

	麻薬	向精神薬	覚せい剤原料
件数	80	80	27

(2) 不正大麻・けし撲滅運動（5～7月）

管内の巡視を行い、大麻・けしの不正栽培を発見した場合は、それらの抜去を行いました。

大麻：3件 10,433本抜去

けし：8件 1,377本抜去

(3) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動（10月～11月）

関係機関にポスター等啓発資材を配布し、薬物乱用防止の啓発を行いました。

2 薬物乱用防止指導員運営事業

覚せい剤、シンナー等の乱用根絶を目指し、徹底した啓発活動を効果的に実施するため、薬物乱用防止指導員を育成するとともに、同協議会の活動支援を行いました。

(1) 相馬地区薬物乱用防止指導員協議会の開催

開催月日：平成27年6月4日

開催場所：相双保健福祉事務所

(2) 双葉地区薬物乱用防止指導員協議会の開催

開催月日：平成27年6月30日

開催場所：郡山市民プラザ

(3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施

「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動626ヤング街頭キャンペーン

開催月日：平成27年7月3日

開催場所：ショッピングタウンベガ

3 覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業

若年層の薬物乱用防止を図るため、啓発用資料の配布等広報活動を実施するとともに、薬物相談窓口を設置し、住民からの薬物問題の相談に対応しました。

■薬物乱用防止教室への講師派遣の状況

種別	実施校数	受講者数	備考
小学校	34	976	
中学校	15	1,513	
高校	4	885	
その他	10	487	高等学校初任者研修会、食品営業者講習会
計	63	3,861	

(7) 血液の確保対策の推進

1 献血推進事業【所重点】

献血思想の普及及び献血者の確保を図るため、「愛の血液助け合い運動」献血街頭キャンペーンを実施しました。また、市町村や事業所を訪問し献血の協力を求めました。

(1) 「愛の血液助け合い運動」献血街頭キャンペーン

開催状況：平成 27 年 7 月 07 日 相馬市民会館 献血者数 078 人
平成 27 年 7 月 12 日 南相馬ジャスマール 献血者数 132 人

■ 献血事業の実績

項目		地区別			
		管内合計	相馬地区	双葉地区	
献血目標量（目安人数）		931.6L(2,433人)	931.6L(2,433人)	—	
献血量（献血者数）		1,036.4L(2,653人)※1	1,036.4L(2,653人)	279.8L(715人)※2	
達成率		111.2%	111.2%	—	
内 訳	400m L	献血実績	1011.6L(2,529人)	1011.6L(2,529人)	273.6L(684人)※2
		達成率	113.6%	113.6%	—
	200m L	献血実績	24.8L(124人)	24.8L(124人)	6.2L(31人)※2
		達成率	59.9%	59.9%	—

※1 飯舘村及び双葉 8 町村については、管内実績には含まれていません。

※2 双葉地区については、目標量が定められていないため実績には含まれませんが、献血バス配車を行ったため、参考に掲載しています。

(2) 市町村及び事業所への普及啓発活動

管内 3 市町 11 事業所を訪問し、献血の継続及び新規受入れを依頼しました。